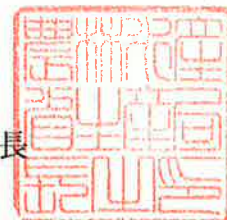


2 生産第 105 号
令和 2 年 4 月 8 日

一般社団法人日本花き生産協会 会長 殿

農林水産省生産局長



新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言に伴う農畜産物及び農業資材の安定供給の確保について

農畜産物及び農業資材の安定供給については、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき政府対策本部長から緊急事態宣言がされたところです。

農畜産物については、従前より、食品その他生活必需品の需要が増加していることに加え、3 月下旬以降、各地方自治体から出された外出自粛要請を受け、スーパーマーケットなどで消費者による買い増しが発生していることから、その供給に支障が生じることのないよう取り組んでいただいているところです。

また、農業資材についても、海外からの原料供給が不安定となる中においても、農業資材の供給に支障が生じることのないよう取り組んでいただいているところです。

今後も引き続き、円滑な農畜産物及び農業資材の供給を行っていただきますように、貴会会員事業者等に対して下記の事項について周知をお願いいたします。

記

1 事業者の業務の継続

緊急事態宣言がされた状況においても、農畜産物は国民生活に、また、農業資材は農業経営に不可欠な物品であることから、その安定供給の確保のため、令和 2 年 3 月 13 日に農林水産省の担当局庁の長から発出した「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」、「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」及び「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」も参考にしつつ、操業停止等を行うことなく、人員、物的資源等を確保し、事業を継続するようにお願いいたします。

2 食品の安定供給の確保

緊急事態宣言がされた状況においては、スーパーマーケットなどで消費者による買い増しが発生する可能性が大きいことから、食品関係事業者においては、買い増しを想定した発注数の増加、これに合わせた増産、輸送手段の確保等により、食品の安定供給を確保するようにお願いいたします。

3 緊密な連絡体制

貴会と会員等との緊密な連絡体制を構築するとともに、農畜産物及び農業資材の輸送手段の確保が困難など安定供給に支障が生じる状況となった際は、速やかに以下の担当課連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

農林水産省

生産局園芸作物課	03-6744-2113（園芸作物関係）
地域対策官	03-6744-2117（茶、こんにゃく関係）
技術普及課	03-6744-2182（農業生産資材関係）
飼料課	03-6744-7192（飼料関係）
牛乳乳製品課	03-3502-5987（牛乳、乳製品関係）
食肉鶏卵課	03-3502-5989（肉類、鶏卵関係）